

## 指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講義務付けについて

### 【義務付けられている研修】

#### 1 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）

##### （１）代表者

認知症対応型サービス事業開設者研修

##### （２）管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

##### （３）計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）

##### （４）当該事業所が短期利用の指定を受ける場合

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症介護実践研修（実践リーダー研修）

#### 2 認知症対応型通所介護事業所（認知症対応型デイサービス）

##### （１）管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

#### 3 小規模多機能型居宅介護事業所

##### （１）代表者

認知症対応型サービス事業開設者研修

##### （２）管理者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

##### （３）計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（※）

別紙

4 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(1) 代表者（代表者が保健師又は看護師の場合は除く）

認知症対応型サービス事業開設者研修

(2) 管理者（管理者が保健師又は看護師の場合は除く）

認知症介護実践研修（実践者研修）＋認知症対応型サービス事業管理者研修（※）

(3) 計画作成担当者

認知症介護実践研修（実践者研修）＋小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（※）

※認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症介護実践研修（実践リーダー研修）を受講するためには、認知症介護実践研修（実践者研修）又は認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程）を修了していることが必要です。